

● 7月3～4日に日本共産党議員の行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

## **加味根 史朗(日本共産党・京都市右京区) 2003年7月3日**

### **障害者支援費制度の周知徹底と、整備への府の積極的支援を求める**

【加味根】 日本共産党のかみね史朗です。私は、日本共産党議員団を代表して知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、障害者の支援費制度の問題です。私どもは、障害者が安心して福祉サービスを利用できるように施設や在宅サービスなどの基盤整備をすすめることが急務であり、そのために国の補助金の一般財源化に反対し、国の障害者予算の大幅増額を求めるとともに、本府の単独補助事業の拡充や市町村への財政支援を強化するよう求めてきました。

私は、実際に制度がスタートして、いったいどうなっているか、行政担当者や福祉施設などの関係者に事情を聞いてみましたが、障害者の方がサービスを「自由に選択できる」状況にないことを実感いたしました。

先日の新人議員の府政説明会で本府は、支援費の支給決定が京都市を除く京都府全体で5600人であることを明らかにしました。障害者の実数で言えばもっと少ない人数になると思われます。京都市を除く京都府内の身体障害者は、今年3月末現在で約53100人。知的障害者は約6800人であり、そのうち重度の障害者はあわせて約24700人であります。支給決定された5600人というのは、障害者総数の9・3%、重度の障害者の22・6%にすぎません。90%の障害者はサービスを自由に選択できる以前の状態に置かれています。

支援費制度は、サービスを必要とするすべての障害者が自立に必要なサービスを堂々と申請することが認められています。障害者にとって、今ただちにサービスが必要でなくても、受給者証をもっていなかったら必要なサービスを受けることができません。すべての障害者に支援費制度の趣旨を徹底し、サービスが必要と思う人にはすべて門戸を開く姿勢が必要だと思います。本府は、そういう基本姿勢に立っていないのでしょうか。知事の基本姿勢をお伺いいたします。この際、すべての障害者に支援費制度の通知をおこなうよう市町村を指導・援助すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

【知事】 これまでから障害者基本計画に基づき、サービスの基盤整備や必要な人材確保に努め、実施主体である市町村が、円滑に新制度に移行できるよう、周知のための府独自のパンフレットを作成、制定すべき付則・要綱のひな型を示すなど、他府県に例のない支援を行ってきた。また、支援費基準額についても現行基準額にはなお不十分な面もあり、国に改善を要請し、府としても、国制度では対象とならない重度障害者に対する加算措置を講じるとともに、在宅の重度障害者が数多く利用される知的障害者デイサービス事業への単独加算の実施など、きめ細かな支援に努めている。支援費制度の利用者は障害者全体の

1割程度とのご指摘だが、身体障害者の7割近くを占める高齢者には、介護保険制度が優先的に適用されることになっている。また、在宅対策の中でも、支援費制度に移行したのは要介護に着目したホームヘルプサービス、デイサービスなど4事業のみで、それ以外の舗装具や日常生活用具の給付、入浴サービス等多くの事業については、依然、制度外の事業として引き続き実施されている。そういう全体のあり方をふまえない。従来の措置制度によりサービスを受けていた方々は、円滑に新制度へ移行された。制度の周知もすすみ、市町村では、14年度に比較し、在宅サービスの利用が大幅に増加するものと見込んでいる。しかし、国の対応には基本的な問題もあり、京都府として、引き続き市町村や関係機関と協力して制度の周知等に努め、サービスを必要とする方々が安心してサービスを受けることができる体制整備を進めるとともに、サービス需要の増加にともなう必要な財源の確保にむけて国に積極的に働きかけたい。なお、地方分権推進法以来の位置付けで、都道府県と市町村との関係は分権の観点から整理され、指導というような関係はないのではないかと。援助についても、各自治体の役割をふまえた中で考えられるべきものである。

**【加味根】**なぜ、一部の障害者しか支給決定されていないのか。ある自治体の担当者に聞きますと、「これまでサービスを利用してきた人にしか制度の案内は郵送していない。身体障害者手帳を持っている人や療育手帳を持っている人全部、もしくは、障害の重い人全部に郵送することも考えたが、やっていない」。こういう話でした。5600人の支給決定というのは、ほとんどがこれまでサービスを受けたことのある人に限られているといわざるを得ません。

こういう事態になっているのは、施設整備やサービスを供給する体制が整っていないからではないでしょうか。京都府が4月1日現在で、市町村別の支給決定者数と指定事業者数を調べています。びっくりしたのですが、在宅サービスの支給決定はしたけれども、その在宅サービスをおこなう事業者がその町にないという自治体が非常に多いのであります。身体障害者の場合、ホームヘルプサービスの事業所がない自治体が6町、デイサービスが9町、ショートステイが12市町。知的障害者の場合は、ホームヘルプサービスの事業所がない自治体が7町、デイサービスが15市町、ショートステイが15市町、グループホームが16市町などとなっています。府下の3分の1の市町村が事業所が不足している状況にあります。

そういう中でどうやっているのか、府北部の実情を聞いてみました。事業所が広域的にカバーしているようですが、対応しきれないというのが担当者の声です。特に、土日の移動介護のサービスの希望が多いが、対応しきれない。入所施設はどこもいっぱい多くの人待機していて、ショートステイでつないでいる。今、夏休みの日帰りショートステイの希望が殺到しているが、施設は一杯でつなぎようがない。また、北部1市10町で18歳未満の子どもの施設が特に少なく、重症の心身障害児施設は1カ所もなく困っている。遠く亀岡の重症心身障害児施設までショートステイをお願いして、家族と一緒に車で送ってあげたというような話まで出ています。

やはり、施設やサービスの体制整備は、急務の課題です。本府は、障害者基本計画の後期実施計画にもとづいて、6つの障害保健福祉圏域を設定し、平成16年度までの施設やサービス、ヘルパー養成などの整備目標をもって取り組んでいます。例えば、ショートステイの目標は100人、デイサービス16カ所、障害者ホームヘルパーの養成500人などとなっ

ていますが、重度の障害者の方だけでも 24700 人おられる状況から考えれば、はなはだ不十分な目標設定であるといわざるを得ません。私は、この際、すべての障害者が利用できるサービスを保障するという観点で、本府の整備目標自体を見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、具体的に紹介した北部地域では、入所型の宿泊のショートステイができる施設を増設し、重症の心身障害児施設は早期に整備するべきだと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

**【保健福祉部長】** 障害者基本計画の見直しだが、現行の計画では知的障害者厚生施設や授産施設について、全国的にも高水準の数値目標を設定し、順調に目標を達成しつつある状況。また、平成 17 年度からの新しい計画の策定にむけて、本年度、障害者や家族のみなさんのニーズ調査を行い、この結果をふまえて、目標やその程度について検討する。北部地域の施設整備について、現行の障害者基本計画に基づき、計画的に進めてきた。引き続き地域的均衡のとれた配置となるよう整備に努めたい。

## 施設整備やサービスの促進を

**【加味根】** 次に、施設整備やサービスを促進するために、具体的に質問いたします。

第 1 に、グループホームについてです。障害者のグループホームは、入所希望が多くいっそうの施設整備が必要です。4 人定員で中度の障害者の方のグループホームには、現在 1 人あたり月 6 万 6320 円の支援費が支給されますが、長野県では、看護師さんが常駐して医療的ケアができるようにと、1 人あたり月 19 万 6480 円もの補助の上乗せをする独自の補助制度をつくっていると聞きます。本府としても、グループホームの整備を促進するために、補助の上乗せを検討すべきと考えますが、いかがですか。

第 2 に、希望の多いショートステイの需要にこたえていくために、通所施設やデイサービスの施設を活用することも必要ではないでしょうか。大阪府では、通所施設やデイサービスの施設で、お風呂や台所など宿泊できる施設があり、希望するところには積極的に支援費制度にもとづくショートステイを認め普及していると聞きます。京都府は、それを認めていないといわれていますが、大阪府のとりくみに学び、通所施設やデイサービスの施設でも条件のあるところでは大いに奨励してはどうかと考えます。御所見をお伺いします。

第 3 に、本府のレスパイト事業についてです。この事業は、障害者をもつ家族の負担を軽減し、障害者の社会参加や活動に大きな役割を果たしています。土曜・日曜や学校の休み期間中のショートステイなどに多く活用され、喜ばれています。しかし本府は、支援費制度の発足により、この事業を縮小し、今年度でも予算を 2 割減らし、来年度以降は制度の継続自体を検討することにしてしていると聞きます。施設もサービスもまったく不十分で、障害者のサービスの希望にこたえられない現実があるのに、縮小し、廃止も含めて検討するというのは、まったく無責任な態度だと思えます。こうした方針を改め、レスパイト事業の一層の拡充こそはかるべきであります。御所見をお伺いいたします。

第 4 に、ヘルパーの確保の問題です。ある事業所に聞きますと、現在 30 人の障害者の方と契約してヘルパーを派遣しているが、あと 20 人近くの障害者の方に契約を結ぶのを待ってもらっている。ほとんどの方が土日の移動介護の希望だが、ヘルパーが足りなくて契約できない。ヘルパー確保のために新聞やハローワーク、人材センターに募集を出している

が確保できていないというのであります。本府は、障害者の全介助と移動介護のヘルパーを養成することにはしているようですが、ヘルパー不足を解消するのにふさわしく大規模に養成すべきであります。いかがでしょうか。事業者の中では、「障害者ヘルパーの単価が介護保険より低いので参入しにくい」という声もあります。障害者もお年寄りもヘルパーの仕事に差はないわけで、単価に格差があるのは納得できません。国に単価の改善を求めつつ、障害者のヘルプ事業に参入を促進するための独自の援助対策を講じる必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

第5に、一般財源化された市町村障害者生活支援事業の問題です。市町村障害者生活支援事業は、地域福祉の要であり、障害者福祉の促進のために重要な役割を果たしていますが、この事業が、国の一般財源化によって運営が困難になっています。宮津市内の知的障害者と身体障害児の支援センターでは、コーディネーター1人分の人件費は出ていますが、後の2人分の人件費は相談や訪問活動の実績に応じて支払われるという不安定なものです。精神障害者の支援センターは、今も国庫補助が2分の1ついていて5人の職員がおけますので、だいぶ援助の厚みが違います。支援費制度が始まったばかりで、ますます支援センターの役割が高まる状況があります。本府として、国に一般財源化の撤回を引き続き強く求めつつ、独自の援助をいっそう強めるべきです。知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、障害を持つ乳幼児の通園事業です。この事業の目的は、障害や発達の遅れを早期に発見し、訓練や療育・保育をおこなうことで乳幼児の発達を促すというものです。これまで保護者負担はありませんでしたが、今回、支援費制度の中で「児童デイサービス」と位置付けられ、保護者の収入に応じて負担金が徴収されるようになりました。

早期療育をすすめるためには、保護者にできるだけ経済的負担がかからないようにすべきです。成人のデイサービスは、一日4時間以上と半日4時間未満の区別があり、半日利用のときは半額負担で済みます。しかし、児童デイサービスは、2時間程度の療育なのに、すべて1日単位で徴収されます。保育所や幼稚園と並行して通園するケースがありますが、保護者にとっては、保育料や月謝を払ったうえで負担するという二重の経済的負担となっています。

そこで市町村によっては、経済的負担を軽減するために独自対策をとるところが増えていきます。久御山町や井手町、宇治田原町などでは、従来どおり保護者負担をなしにしています。京都市は、保護者負担は収入にかかわらず一律1回200円にしています。障害を持つ乳幼児の早期療育をすすめるために、本府として市町村への援助をおこない、保護者の経済的負担を大幅に軽減できるようにすべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

**【保健福祉部長】** グループホームについては、国制度の対象とならないところに対し、府独自に心身障害者地域生活ホーム運営助成事業等を実施しており、府内の地域実態にみあった対応をはかってきた。また、通所施設等を活用しての宿泊のショートステイは現在は制度上、認められていない。今後、支援費制度の実施状況を点検するなど、実態把握に努める中で、国に対し、必要な制度改善を提案するなど、的確に対応したい。

尚、レスパイト事業については、京都府が全国に先駆けて実施した独自施策だが、国が事業化にふみきったため、国制度ではいまだ採用できないきめ細かい施策として、引き続き事業展開をはかる。

さらに、ホームヘルプサービスの支援費基準額の改善や児童デイサービスの保護者負担の軽減等については、昨年度来の度重なる国への要望により、一定の改善は講じられたものの、なお不十分な面もあり、ひきつづき、制度の改善を国に対し強く要請している。

ヘルパー養成研修については、本年度から知的障害者の移動介護や日常生活支援など新たな課程を実施するなど、研修課程の見直しを行う中で、前年度以上の人材養成に努める。

国の行った市町村障害者生活支援事業等の一般財源化に対しては、市町村にしわ寄せされることのないよう、ただちに国に対し強く撤回を要請する一方、本年度から独自施策として市町村生活相談特別支援事業を創設し、市町村の急激な財政負担に配慮した措置を講じている。引き続き国に対し、必要な財政支援を求めている。

**【加味根・再質問】** 5600人の支給決定は当然ではないかというような答弁でしたが、6800人も知的障害者の中で、5600人という支給決定でいいのか、放置していいのかと私は指摘した。京都府の障害者の支援費制度のパンフレットの中でも、障害のある人が身近な地域で自分にあったサービスを選択し、利用できることをめざすということですから、すべての障害者の方にこういう制度の趣旨を徹底するのは当然だと思う。現に、すべての障害者の方に通知がされていない事実をあげて指摘していますので、本府として、すべての障害者に通知がされているのかどうか調べていただいて、されていない市町村にはしていただくように、財政的にも援助しながらすすめていただきたいが、この点について再度ご答弁ください。

障害をもつ乳幼児のデイサービスの問題だが、保護者の負担について改善していく趣旨の答弁は聞けなかったと思う。京都府の支援費制度のパンフレットをみても、所得E5の階層でデイサービスに1日行くと1回1000円。実際に早期療育のためにと週2～3回も通っておられる方がいるわけで、1ヵ月に最高限度額の1万300円になるような方も現に出てくる。こうなると、経済的理由から早期療育に支障が出るのではないかということで、保護者のみなさんが負担の軽減を求めておられるわけで、こういう保護者の方々の思いとか、あるいは負担なしにされている市町村の実情とか調査をしていただいて、京都府としてどう対応していくのかを、ぜひ検討していただきたいが、再度ご答弁をいただきたい。

**【保健福祉部長】** 障害者の方々に対する支援費制度の通知・連絡が十分でないとのことだが、障害者の方々に対し、支援費制度への移行は大変大きな制度の変更で、市町村とよく連携して早い段階から周知徹底をはかることに努めてきた。パンフレットをいち早く作り、約2万部を市町村を通して配布してきた。その結果、この4月の制度スタート時点では、従来の措置制度によりサービスを受けられた方々は大方問題なく、円滑に新制度へ移行されたと考える。

デイサービスについての保護者の負担についても、この支援費制度のパンフレットに例をあげて詳しく載せており、こうした新たに負担が出てくる方々のことを私どもも把握している。これを受け、市町村とタイアップしながら、国へその軽減策を強く要望している。

## いっそうの渋滞もたらず国道9号葛野地区立体交差は見直すべき

**【加味根】** 次に、国道9号京都西立体交差事業について質問いたします。この事業は1999年8月に都市計画決定され、本府として整備促進を国に要望されていますが、京都市右京

区葛野地区の立体交差事業については、道路拡幅予定地の土地所有者の方々をはじめ、周辺住民のみなさんから見直し・撤回を求める声が根強く、全くすすんでいない状況です。

私ども議員団は、都市計画決定前に本府議会でこの問題を取り上げ、住民の声を無視して強引に決めるのは許されないこと、渋滞解消につながることは疑問であること、「地球温暖化防止京都会議」の開催地にふさわしく、自動車優先の交通政策を公共交通を中心にしたものに転換することこそ必要であり、山陰線複線電化や地下鉄東西線の西京区への延伸など公共交通網の整備や生活道路の整備こそ行うべきであると指摘し、計画の見直しを強く求めました。

それから4年間経過し、千代原口地区についてはまだしも、葛野地区については、立体交差によって渋滞緩和につながるのか、ますます疑問がつづいていますので、知事ならびに関係理事者に質問したいと思います。

島津五条跡地のショッピングセンターの問題で、島津側が渋滞の長さや交通量の調査結果を公表しました。日時は、2000年3月7日火曜日の朝7時から夜9時まで1時間おきの調査です。西大路五条を起点に東行きの車がどれだけ渋滞しているかみますと、朝7時から8時までの平均の渋滞距離は589メートル。これは西大路から西小路をこえたところまで渋滞しているという距離です。8時台は701メートル。これはちょうど立体交差の出口近くまで渋滞しているということです。9時台は716メートル。その後、昼間は400メートルから200メートルになりますが、午後3時台から再び渋滞が伸びて、751メートル、4時台は737メートル、5時台がもっとも渋滞が長く803メートル。そして、6時台から8時台まで600メートルをこえる渋滞が続きます。つまり、朝夕は西大路五条から立体交差の出口付近まで、ずっと渋滞が続いているということでもあります。

さらに島津は、ショッピングセンターが開店すれば、交通量がどうなるか予測していません。平日の3時台がもっともお客さんが増えると予想しており、五条西小路の交差点で東行きの交通量は現在の1538台から1702台に164台増えるとしています。3時台の渋滞751メートルがさらに伸びることになります。島津のショッピングセンターができれば、渋滞はもっと深刻化するでしょう。私どもは、もともと、こんな交通渋滞が激しいところにさらに車を呼び込む大型店はつくるべきではないと訴えてきましたが、あえて建設をすすめてきた島津製作所と京都市の責任が今後問われることになるでしょう。島津の大型店が開店すれば、さらに渋滞がひどくなる。こういう中で、西大橋から西院月双町の阪急高架付近まで立体交差事業をやって、果たして効果があるのでしょうか。トンネルの出口付近で車が渋滞していればどうなるか、トンネルの中までずっと渋滞が伸びていくことは明らかではないでしょうか。

もう一つ疑問が膨らむのは、この立体交差事業というのは、高架部分も地下のトンネル部分も片側1車線通行であり、1車線の立体交差の入り口付近で猛烈な交通渋滞が起きるのではないかとことでもあります。交通渋滞は、事故や道路工事などで車線が減少するところで起こっています。私たちが日々実感していることでもあります。1500台以上の車の大半が2車線から1車線に合流することになったら、現在2車線で信号待ちをしている以上に渋滞が起きるのではないかと心配いたします。

以上のことから私は、葛野地区の立体交差事業については、交通渋滞の緩和に役立たないどころか、新たな渋滞の原因となると思うのでありますが、知事ならびに警察本部長の

御所見をお伺いいたします。この京都西立体交差事業は、総額 250 億円ともいわれる事業ですが、葛野地区の立体交差事業については、この際、抜本的に見直すよう国に求めるべきであると考えますが、御所見をお伺いいたします。

**【土木建築部長】** 一般国道 9 号の京都西立体交差事業についてだが、府中・北部地域や京都市西部地域から京都市内方面にむかう交通は、現在、国道 9 号 1 路線にたよっており、本路線に交通が集中するため、慢性的な渋滞が生じている。これを解消するため、第 1 に、通過交通を排除するための京都第 2 外環状道路大山崎～沓掛間や、東西方向の交通を円滑に処理するための都市計画道路・久世北茶屋線等のネットワークの整備を進めるとともに、第 2 に、主要な渋滞ポイントである千代原口交差点等において、市中心部にむかう直進交通と南北に分散する交通を円滑に処理するための立体交差事業がすすめられている。これらの総合的取組みにより、国道 9 号の渋滞は大きく緩和されるものとする。

葛野地区の立体交差事業については、こうした観点から、国道 9 号の渋滞対策として必要な事業と考えており、現在、国土交通省において千代原口交差点に引き続く次の事業として調査設計が進められている。当面、最大のネックとなっている千代原口地区の早期整備を要望するとともに、京都第 2 外環状道路および都市計画道路・久世北茶屋線等について、府・市が連携して整備促進がはかれるよう努めたい。

**【警察本部長】** ご指摘の立体交差事業は、国道 9 号線の千代原口や葛野大路等の交差点における交通渋滞の解消をはかるため行われるものと理解している。国道 9 号線の渋滞対策としては、この他に、都市計画道路・久世北茶屋線の拡幅、第 2 外環状道路の整備、また、五条大宮拡幅事業等がすすめられており、これらの事業の完成時には、慢性的な渋滞の解消に大きな効果があるとする。

ご指摘の立体交差点については、交通の円滑化効果の他、交差点における交通事故の防止にも相当の効果が認められる。警察としては、西大路五条等における信号機の運用の見直しや立体部出入口付近における適切な交通誘導等により、交通の安全と円滑に努めたい。

**【加味根・再質問】** 渋滞が大きく緩和されるという説明はとうてい納得できません。具体的に事実をあげたことに対して、それを具体的にそうではないとおっしゃるのであれば理解できるんですが、私のあげた事実については何も指摘をされずに、ただ緩和されるという説明では納得できません。これでは、周辺の住民のみなさんも納得できないと思いますので、私は葛野地区の立体交差事業については、本当に渋滞緩和になるのかどうか、あらためて交通の状況や立体交差の構造上の問題などを調査・検討もしていただきながら、府民のみなさんにその結果を知らせるべきではないかと思っておりますので、再度、お答えをいただきたい。

**【土木建築部長】** 9 号の渋滞対策だが、部分の計画ではなく全体の交通の計画をみて進めているつもりだ。今後とも、国に対しても、全体的な計画の中で進めていただくよう要請したい。

## アレルギー性疾患対策

### アトピーなど深刻な実態。府として、予防対策などのガイドライン策定をおこなえ。早急に年齢別・階層別の実態調査を

【西脇】日本共産党の西脇いく子です。私は、先のいっせい地方選挙において掲げました、子どもの医療費の無料化の拡充や福祉・社会保障の充実など、府民のみなさんが安心していつまでも住み続けられる京都府をめざして全力でがんばります。その公約実現に向けての第一歩として、先に通告しました数点について、知事ならびに理事者に質問いたします。

まず、はじめにアレルギー性疾患に対する本府の取組みについて質問いたします。

近年、生活環境に含まれる化学物質の問題、食品添加物、農薬、大気汚染の広がり、住環境問題、さらには、職場や学校などでの精神的ストレスの増大などによって、アトピー性皮膚炎や気管支喘息、花粉症、シックハウス症候群などのアレルギー性疾患の発症率は、全国的にもますます高まっております。

アトピー性皮膚炎については、2002年の厚生労働省の全国調査によると、乳児では1歳半で10人に1人で10年前よりも倍増、3歳児の発症率も1・7倍となっています。ある調査では1998年の3歳児のアレルギー性疾患有症率は41・9%、5人に2人が何らかのアレルギー性疾患に罹患しているというデータもでています。

生後3ヵ月でアトピーを発症し、いったん良くなり、再び中学校で発症した男子生徒は、症状悪化による顔や手足の湿疹が原因でクラスの友達に「気持ちが悪い」といじめられ、そのストレスを家庭内で暴れることで発散していました。また、大人になってから初めてアトピー性皮膚炎になる人や、大人になってからも治らない人たちが増えていると言われていています。青年期、思春期の重症アトピー性皮膚炎患者や化学物質過敏症の患者が引きこもりになったり、就職や入学を機に疾病管理ができずに重症化を招く事例も生まれています。中京区の中学3年生の生徒は、小学校3年生の3学期のときの校舎の建て替え工事の最中から頭痛や体のだるさが続くようになりました。化学物質過敏症と診断されたその生徒は、小学校卒業まで、1年間のうち100日以上は登校できず、一時は白血球数も減り、登校し続けると危険な状態にまでなっていました。

先日、厚生労働省研究班の全国調査の中で、食べ物が原因で1時間以内にじんましんなどの症状を起こす即時型食物アレルギーで医療機関に受診する患者の8割近くが6歳以下の乳幼児で、大人も含めた患者の10人に1人が命にかかわるショック症状に陥ることも明らかにされました。

「京都アレルギー児を持つ親の会」の会員の子どものさんは、生後6ヵ月のときに摂取したゴマで即時型食物アレルギーを起こし、意識もなく、気管も狭まり、息をしているかどうかも分からない、顔は、真っ白で唇は紫色、じんましんが広がり、やがて全身がパンパンに腫れ上がっていったそうです。



学校や保育園の給食についても、教職員全体のアレルギーに対する基礎知識や認識の違いから、除去食についても対応が大きく違っている状況の中、「京都アレルギー児の子を持つ親の会」の会員の方からも、保育園や学校でのアレルギーに対する対応状況や理解度が知りたいという声や、治療についての最新情報が得られ、気軽に相談できる場としての保健所の機能の充実の希望などが多く寄せられていました。

アレルギー性疾患の根本的な治療法は確立されておらず、その間隙をぬうようにテレビや雑誌、インターネットなどを通して、高額な漢方薬、お茶、浄水器、化粧品、温泉など患者本人や親たちの弱みにつけこんだアトピービジネスも横行するなど、不正確なアレルギー情報に振り回され、結果的に症状の重症化を招いている患者のケースも少なくありません。

妊娠中の時に自分のアトピーで悩んでいたお母さんは、健康食品の業者から「お母さんの体の中の毒素が赤ちゃんの体にたまり、このままではひどいアトピーになるが、この製品を使えば大丈夫」と、母親の弱みにつけ込み高額な商品を強引に売り込まれたそうです。

アレルギーを持った子どもの子育ては、除去食や通院、日常的なダニ、ハウスダストの除去などに神経を使い、とりわけ保育園などの身近な相談者や相談場所がない母親の子育てのストレスはたまるばかりです。子どもがひどいアレルギーになったのは、母親の責任だと周囲からいわれ、次の子を生むには大きな勇気と覚悟がいるという方のお話も伺いました。

また、即時型食物アレルギーの子どもは、家庭だけの努力では守りきれないので、まわりから可愛がられるように友達づきあいにも気をつけ、サークル活動にも積極的に参加しながら身近な協力者を広げるため努力しているというお母さんのお話なども伺い、改めて、アレルギー性疾患患者や親御さんたちが暗中模索の中、どれだけ孤軍奮闘しておられるかということと、同時に、アレルギー性疾患対策は、もう待ったなしだということも強く実感いたしました。アレルギー性疾患は、大気汚染や住環境などアレルギー性疾患の発症リスク因子が数多く存在している状況の中で、今後も、誰でもいつでも発症する可能性を秘めており、府民の生涯にわたる健康づくりを考えた上でも、アレルギー問題は避けて通れないのではないのでしょうか。

それにもかかわらず、本府の施策としては現在のところ、「保健医療計画」においても、「アレルギー」の文字さえ出ておらず、このような認識の中で、果たして府民の健康づくりに府として責任を持つことができるのでしょうか。

東京都においては、アレルギー性疾患対策を都民一人ひとりが健康であり続けるための課題の一つとして、都独自にアレルギー疾患の状況を年齢や階層別に調査把握し、その上にたって、アレルギーを引き起こさないための1次予防を基本とした対策の推進や都民の生涯を通じた対策の推進、関係者の連携強化による対策の推進といった3つの基本戦略と5つの目標を明らかにしています。その結果、東京23区では、アレルギー対応について基準が統一しており、保育園や学校においても教職員への各種研修が行われ、アレルギー対応についての基礎知識が行き渡り、母親が現場での対応の違いに戸惑うことは少ないということをお聞きしています。

そこで、まず知事の基本認識について伺います。

本府としても、アレルギー性疾患の発症リスクを低減させるための予防対策などのガイ

ドラインを策定し、府下全域を対象に日常生活改善やアレルギー性疾患についての正しい知識の普及と統一を早急に行うことが必要だと考えます。府のガイドライン策定のためには、医療や学校、各行政などの現場での思いや経験、意見、疑問などが伝えられ、総合的に討議、反映できる検討委員会が設置されるべきだと考えますが、いかがですか。

本府の総合的な府民の健康づくり指針である「京都すこやか 21 プラン」についての中間調査が来年予定されているとお聞きしております。その際、アレルギー性疾患についても年齢、階層別の全府実態調査を専門医や保健所、学校などと連携し、早急に行うべきだと考えますがいかがですか。

さらに、具体的問題についていくつか提案し、知事のご所見を伺います。

第1に、先月16日に「未来っ子いきいき推進戦略本部」が発足しました。子どもが安心して成長できる環境整備が掲げられていますが、アレルギー性疾患対策をぜひテーマとして取り上げていただきたいと考えますが、いかがですか。

第2に、京都府は、アトピー専門相談など、アトピーの名前を冠した事業は、お母さん方の相談形態の多様化などの理由で2002年度をもって終了してしまいました。昨日知事は、携帯やインターネットの活用を答弁されましたが、同時に、アレルギー性疾患患者の増加状況や実態からみましても、今後、府として「アトピー110番」など、いっそう気軽に相談できる窓口の設置が必要だと考えますが、いかがですか。

第3に、日常的に府民とかかわりのある市町村の検診事業の中で、アレルギー性疾患への適切なアドバイスが重要です。昨日、知事は、人材育成に取り組んでいる旨、答弁されましたが、聞くところによると、府としてのこのテーマでの研修は2001年は3回、2002年は1回のみで、しかも、市町村から要望があった場合のみだということで、不十分です。アレルギー性疾患に対する専門知識を持った保健師や栄養士などの積極的な人材の育成、研修など、系統的で計画的な支援を行うべきだと考えますが、いかがですか。

アトピー性皮膚炎の重症化などが原因で、思春期や青年期で社会的引きこもり、いじめ、不登校に発展しているケースも多くなっている中で、学校や家庭、医療機関を結ぶ、地域の中でのネットワーク作りが何よりも大切です。学校や家庭からの相談への対応や情報の発信など、保健所がネットワークの中心となって果たすべき役割は重要です。この面からも、保健所は統廃合ではなく、体制など機能充実こそ必要と考えますが、いかがですか。

4つ目にお尋ねします。舞鶴養護学校や小中学校などの新築および改築工事にあたっては、シックハウス症の発生を防ぎ、子どもたちの健康を守っていくためにも、材料の使用や通風、採光にも十分留意することが必要であり、シックハウス症の予防対策のガイドラインを遵守するのは当然です。化学物質や薬剤の放散量が少ない材料の使用についての、本府の具体的な取り組み状況はいかがですか。

**【知事】** 厚生労働省において、疾患ごとの原因及び状態の解明、治療法等の研究が進められているものの、アレルギー疾患においては、たいへん個別性が強いというえ、多様なものがあり、統一的な治療方法がまだまだ確立していない現状にあり、国においてもガイドラインを策定することができていない状況にある。

したがって、昨日も澤議員に答えたとおり、アレルギー疾患については、さまざまな情報が氾濫する中で、1つには、府民に対する適切な情報提供、2つには、保健所等の相談体制の充実、3つには、医療機関の確保、4つには、それぞれの関係機関の連携を進める

ことが必要であると考えている。このため、府においては、従来から「保健所だより」等によりアレルギー疾患に対する正しい知識の普及や情報提供を行っているところであり、今後は、さらにインターネットや携帯電話を活用し、積極的なPR等に努めてまいりたい。また、保健所と市町村が連携し、保護者等の不安を解消しつつ息の長い支援ができるよう各種相談をおこなうとともに、そのための人材育成を図り、内容に応じ専門医を紹介するなどの取組みをおこなっている。さらに、アレルギー疾患に対応できる医療機関も現在増加している状況にあり、今後、これらの医療機関の確保・充実に努めるとともに、各機関が連携し、アレルギー対策について総合的な対策が進められるよう今後とも努めたい。

**【保健福祉部長】**アレルギー疾患については、原因、症状等が非常に多様であり、国においても効率的な実態把握が正確になし得ないような実情にある。このような中、府においては、保健所や市町村において、乳幼児検診や各種の相談事業などを通じ、個別に実態を把握することとしており、事後の相談事業に活用し、その解決に努めている。こうした相談体制の充実を図るため、国が開催する専門研修に保健師を積極的に派遣するとともに、伝達研修などを通して市町村関係職員の資質向上を図っている。

また、保健所の再編・統合の検討にあたっては、職員のアレルギー疾患等に対する専門性を高め、組織の総合力を高めるなど、保健所の機能強化を図ることとしている。

なお、「未来っ子いきいき推進戦略本部」は、特定の疾病対策を直接対象としたものではなく、子どもの育ちを確保する施策を総合的戦略的に取り組むために設置したものであり、ご理解をいただきたい。

**【土木建築部長】**公共施設等のシックハウス対策については、一昨日7月1日から建築基準法が改正され、原因物質の使用制限や換気設備の設置が義務づけられた。府ではこれに先立ち、国が示す公共施設的设计基準等に基づき、有害な化学物質の室内濃度を抑制するため、安全性の高い建築材料を使用するとともに、必要な換気設備を設置するなど、十分な環境の確保にも配慮しており、完成時においても有害物質の室内濃度を測定し、その安全性を確認するなどの対策を講じている。

シックハウス症候群については、さまざまな原因があり、未解明な部分もあるので、公共施設の建設にあたっては、今後とも留意してまいりたい。

## **子どもの医療費無料化**

### **府保険医協会のアンケートに大半の府議が「拡充すべき」と回答**

#### **ただちに「通院も無料に」の声に応えるべき**

**【西脇】**第2に、子どもの医療費助成制度について、知事にお尋ねいたします。

先の代表質問でのわが党、松尾議員の質問に対しまして知事は、「実施後の状況を見て」と答弁されました。しかし、現実には松尾議員が昨日指摘した通り、既に今年1月の京都小児科医会の調査で、通院の助成対象は、たった0・7%という実態が明らかになっているではありませんか。長引く不況のなかで失業やリストラ、高い保育料や教育費の増大やア

トピーや喘息などのアレルギー性疾患の発症増加も加わり、現在の若い子育て世代の家計は大きく圧迫され続けています。1歳と3歳の子どもがおられるAさんのお宅では、耳鼻科にかかっているため1週間に2～3回の通院で1ヵ月8000円近くかかり大変なので、少々の風邪は家族中が我慢をして受診しないようにしている、病気がひどくならないと受診しないとおっしゃっていました。精華町にお住まいのMさんは、4歳の子どもの即時型食物アレルギー症状を予防するための1日3回の薬代と診察料とで毎月7～8000円の医療費支出があります。それに加え、有機野菜などの食べ物にもコストがかかり、家計は大変なのに喘息の発作がひどい兄弟もいるため働きにもいけず、家計はぎりぎりいっぱいです。

現在、府内での就学前までの医療費助成の拡充は、厳しい財政の中でも多くの市町村が努力され、本年4月以降さらに広がっていますが、京都府においては、国の制度改定により、今年は、府の負担額が4億円減少したにもかかわらず、改善で措置されたのは1億円です。府として、今こそ、各市町村の子育て支援に対し、積極的なイニシアチブを発揮すべき時ではありませんか。

また、本年2月府議会の中でも、与党の中でも拡充すべきだという意見が出され、さらに、本年3月に京都府保険医協会が行った府議選候補者を対象に行ったアンケートのなかでも、当選された21人中19人の府会議員が現行よりもさらに拡充すべきだと答えておられます。夜間でも、救急でも、財布の中身を気にせず病院にかかることができるということは、現代の不安の多い時代に、子育て中の若いお母さんにとって、経済的な負担の軽減だけにとどまらず、社会が子どもを守ってくれているという無限の安心につながります。また、病気の早期発見・早期治療のためにも、本府として、早急に子どもの医療費を就学前まで通院も無料にさせていただくよう知事のご決断をもとめますが、いかがですか。

**【保健福祉部長】** 昨日の代表質問で、知事から松尾孝議員にお答えしたとおり、子育て支援の観点から、乳幼児の健やかな成長と保護者の負担の軽減を図るため、本年9月から制度の拡充をすることとしたところであり、世代間の負担のバランスも考慮の上、厳しい財政状況ではあるが、所得制限を設けることなく、全国的にも高い水準となるよう精一杯の支援を行っているところ。通院においては、その限度額を8000円に設定することにより、負担の目安を明らかにし、親御さんにとって安心して医療が受けられるよう配慮したものの。

**【西脇・再質問】** 知事に再質問します。昨日も知事は、「今の制度は全国的にも高い水準にある」と言われましたが、せつかくのこの制度もやはり、利用者が圧倒的に少ないということであれば、まったく「絵に描いた餅」ではないのでしょうか。やはり、通院につきましては、今の若い子育て世代の声をしっかりと聞いていただいた上で、ぜひとも再考していただきますよう、再度、お願いいたします。

**【保健福祉部長】** 先ほどお答えしたとおり、負担の目安を明らかにし、安心して医療を受けていただけるよう精一杯の支援をしているところであり、この9月から事業がスタートするので、まず、着実な実施を図ってまいりたいと考えている。

## 食の安全対策

### 府の「食品衛生監視指導計画」の策定方針はどうか

#### 食品衛生監視員の専任配置を計画的に促進せよ

【西脇】最後に、本府の食の安全対策についてお尋ねいたします。

BSEや食品表示偽装事件、無登録農薬の使用、法定外添加物使用など食品をめぐる問題が相次ぐ中で、情勢の変化に見合った法的、行政的対応が必要となり、これまで生協の組合員さんなど消費者団体は食品安全基本法の改正と充実強化を求めて取組みを進めてこられました。今年5月に成立しました「食品安全基本法」と「改正食品衛生法」は、消費者の権利が明記されなかった点や輸入食品の問題が不問とされたなどの課題は残るものの、今日の消費者の中にある少なからぬ食不安や、不信、不満を解消するために21世紀の食生活のために作られた最後の砦だと、食品衛生学者の藤原邦達氏も述べられていますが、私もまったく同じ思いです。

同時に、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定、実施するという国の責務規定は示されるようになったものの、現場においては、国の対応が極めて不十分であり、民間検査機関や地方自治体での自主的な検査任せになっているのが現状です。従いまして、従来以上に、地方自治体が、国が委任した食品衛生監視、指導などを正確に受け止め、対処することが求められることとなります。

そこで、知事にお尋ねいたします。

今回の改定された食品衛生法等の中で、自治体に対して食品衛生監視指導計画策定を求めるとともに、計画策定や施策実施にあたり情報公開や消費者の意見を求めることが明記されましたが、本府としての今後の計画策定についての方針や計画をお聞かせください。

昨年6月の定例府議会、さらには、本年2月の定例府議会において、わが党は、知事に対し、食品添加物製造業など食品衛生法に定められた施設に対する監視が法定回数に達していないのは食品衛生監視員の絶対数が不足しているからではないか、専任にすべきではないかとお尋ねしましたが、それに対して、知事より、15名の食品衛生監視員を新たに任命し、体制強化を図ったとの答弁がありました。しかしながら、現在も総勢91名の食品衛生監視員の実態は、全員兼任であり、さらに、新任研修も1日のみだということですが、今後、ますます府民の食の安全への関心が高まる中で、専門性が要求される食品衛生監視員としての仕事が遂行できるのでしょうか。また、日常の業務においても、その遂行に支障をきたすことはないのかと危惧いたします。そこで、お尋ねいたします。食品衛生監視員に任命された職員の中で、日常業務の大半を食品監視の業務として行なうことができる職員は現在何名でしょうか。この際、専任職員を計画的に配置すべきではないでしょうか。お答えください。

【保健福祉部長】食は、人が健康な生活を営む上で重要な基盤であることから、その安全を確保するためこれまでから食品衛生監視員の増員、高度な検査機器の計画的導入など施策の充実に努めてきた。「食品衛生監視指導計画」については、改正食品衛生法により、今

後、国から示される予定の監視指導指針に基づき策定することとなるが、本府の実情に応じた機能的な内容とするとともに、新たに開設する「食の安心・安全ホームページ」等において公表し、広くご意見を聞く。また、食品衛生監視員については、その約半数が食品衛生を主たる業務としており、監視指導対象施設の重点化、広域食品衛生監視機動班による迅速な対応、社団法人京都府食品衛生協会との連携など、実施方法に創意工夫をこらしながら、効率的計画的に監視を実施してきたところ。さらに、今年度から、新たに社団法人京都府食品衛生協会の会員のなかから熱意と識見のある方を消費者と行政の橋渡し役となる食品衛生推進員に委嘱し、営業者や消費者の相談に応じていただくなど、食品衛生監視体制の幅を広げることとしており、今後とも、きめ細かな監視指導体制の充実に努める。

**梅木 紀秀（日本共産党・京都市左京区） 2003年7月4日**

## 府営住宅の改善について

### 府営住宅の高齢化に見合った地震対策を

【梅木】6月11日、政府の地震調査委員会は、「琵琶湖西岸断層帯」について、「今後30年間に、マグニチュード7・8程度の地震が発生する確率は最大9%」と公表しました。その場合、左京区では震度6の地震になると京大の尾池教授は警告しておられますが、花折断層による地震もあわせ、地震への備えが課題となっています。

私の地元、岩倉団地では、65歳以上の高齢者の独居世帯の比率は40%、65歳以上の高齢者が居住している世帯は53%であります。つまり、5軒に2軒は高齢者の一人住まいで、2軒に1軒は高齢者がお住まいなのです。一人では避難できない高齢者や障害のある方も多くおられ、自治会の役員会で、地震対策が問題になっています。

公営住宅法の改悪に伴って府営住宅の高齢化が急速に進んでいるのですから、大家である京都府として、一般の地震対策と同時に、高齢化に見合った対策が必要です。

岩倉団地の場合、屋上の貯水槽が破壊された場合、水はどこから確保するか、食料はどこで確保するか、その他のライフラインはどうか、広域避難場所である岩倉東公園までおよそ1・5kmありますが、誰がお年寄りを誘導するのか、また、その後の生活の世話はどうするのかなど、疑問と課題が出されています。

京都府として、ライフラインの確保や避難場所など、万一の地震対策について、府営住宅ごとに検討されていますか、まずお伺いします。検討されていないのならば、直ちに検討する必要があると思いますが、今後の取り組みについて、考えをお聞かせください。その際、高齢化の実態は、統計などではなく、高齢化にともなう身体機能の程度、障害の程度がお一人お一人について検討され、把握される必要があると思いますが、どう対処されますか。

【土木建築部長】日常的な防災訓練の実施や発生時の避難路、避難所の確保、高齢者等の支援措置などについては、市町村の防災計画で定められるので、住宅の管理者としては、防災計画に基づく指導などに従い、適切に対応する。府営住宅でも、入居者の年齢・身体

の状況を把握し、避難の容易な低層階に移転してもらうなどの配慮をしている。

## 府営住宅のコミュニティ機能の再生を

【梅木】私の町内会などでも、町内会役員さんを中心に、各戸の世帯構成や身体機能の問題を含めて、日常の生活交流の中で情報が交換されていますが、これがコミュニティというものだとは思うのです。ところが、公営住宅法の改悪で、公営住宅は「真に住宅に困窮する者」に住宅を供給するという名目で、働き盛りの世代を追い出し、政策的にコミュニティを壊して、高齢化が進んできたのです。府が行政として、失われた部分を確保するのか、それとも、公営住宅法を見直し、コミュニティ機能を再生するのかが問われていると思います。国に対して公営住宅法の見直しを提案し、府独自にも検討して、府営住宅のコミュニティ機能を再生するべきだと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

【土木建築部長】公営住宅法の改正については、社会の高齢化が進む中で、単身でも入居できるなど、高齢者の入居者資格など高齢化に対応した施策だと理解している。

府営住宅のコミュニティの確保については、入居者の高齢化も進み、自治会活動が円滑に進まない団地等については、団地内の草刈りを土木事務所で行うなど、自治会で実施が困難な活動を支援するとともに、世代間の均衡を図るため、多子世帯を優先入居させるなど、若者層の入居も進めている。

## 団地進入路の拡幅、非常時の避難対策の改善を

【梅木】高齢化のすすむ岩倉団地では、2基目のエレベーターが設置され喜ばれています。ところが、岩倉団地は山の斜面にあるため、バスの終点からエレベーターまで、2～3回休憩しながら、やっとたどり着くという高齢者の実態があります。そこで、団地の中央道路まで路線バスを延長してほしい、マイクロバスならば可能ではないかと、京都バスの運輸部長さんに、現場に来ていただいたのですが、京都バスが所有する一番小さなマイクロバスでも、団地入り口の道路が狭いために、進入できないとのこと。団地で火事が起こったときに、はしご車が入れるのか新たな問題が出てきた。左京消防署に問い合わせたところ、大型のはしご車は通れないが、小型ならば「ぎりぎりでもうにか通過する」とのことでしたが、火事の時に「ぎりぎりでもうにか」では困るのです。

そもそも、民間の宅地開発指導要綱では、京都府も都市計画法と建設省令に基づいて、「進入路は最低でも6mは確保せよ」と指導しているのです。4mそこそこしかない道路のままでは放置してよいのですか。府営長谷団地の進入路もかつては5m弱しかありませんでしたが、民間の宅地開発の際に問題になり、京都市の指導で、業者負担で拡幅されました。他の府営住宅の進入路はどうなっているのでしょうか。実態を把握しておられますか、お伺いします。岩倉団地については、マイクロバスやはしご車が余裕を持って通れるよう京都市と協議し、直ちに改善すべきです。答弁をお願いします。

【土木建築部長】主に市街地に立地している一部の府営住宅団地周辺の、狭あいな一般道の解消の問題は、その地域全体のまちづくりの観点から検討されるべき課題と考えている。岩倉団地の進入路については、小型はしご車等の緊急車両の通行に特に支障はないと地元消防署に確認をしている。

【梅木】各戸のベランダには、万一の時の避難のために、体当たりして壁を破り、隣のベ

ランダに移れるように避難用の隔壁がありますが、お年寄りが一人で打ち破ることができるでしょうか。また、府営住宅では、ベランダのこの隔壁の横に洗濯機を置くように、水道栓と排水口がありますが、お年寄りが洗濯機を押しつけたり、乗り越えて避難するのは困難です。高齢化にともなって、こういう危険度が増しており、どう対処するか、団地自治会でも頭を悩ませています。府としても実態調査を行い、対策が必要だと思いますが、考えをお聞かせください。

**【土木建築部長】** バルコニーの仕切り板については、消防庁が示す基準により、設置している。非常時の避難を迅速に行うためその仕切り板の近くには、障害物を置かないよう指導している。

**【梅木再質問】** 府営団地の団地自治会の方も、今日はたくさん傍聴に来られております。万一の時には命に関わる問題だということで真剣に考えておられる。土木建築部長の答弁は、いろいろ今やっていると、その制度の説明があったが、それを高齢化に伴ってどのように府がカバーしていくのかを考えなければだめだと言っているのです。

## 府営住宅のメンテナンス、バリアフリー化について

**【梅木】** 岩倉団地、長谷団地とも築 35 年を迎えています。住民の方から「ベランダの塗装がはげて、洗濯物にさびがついて困る」「外壁を塗り替えてほしい」などの要望をお聞きしています。住民の皆さんは「老朽化しているから」と嘆かれるのですが、私は、老朽化が問題なのではなく、不十分なメンテナンスが問題なのだと思うのです。新府総で、「今あるものを長く活用していく」という方針に転換したのですから、住民から苦情が出て対処するのではなく、「快適で早めのメンテナンス」への方針転換を行うべきです。

また、団地を訪問すると、畳が傷んでいたり、ふすまが傷んだままのお宅がありますが、わずかな年金では自力でかえることができないという実態があります。これも、高齢化にかかわる問題ですが、一定年限以上居住しておられる方の畳やふすまは、大家である府の負担で交換するべきです。それが、府営住宅を長く活用する上でも必要になっています。その他にも、各階の通路に手すりをつけること、集会所のトイレを和式から洋式に変えることなどは、どの団地でも、共通して要求が出されています。府営住宅を長く活用するために、また、高齢化対策として、総合的な実態調査を行い、年次計画を立て、集中的に改善するべきです。不況で困っている中小業者への仕事おこしの観点からも有効だと思いますが、いかがですか。

**【知事】** 量的な住宅不足がかなり解消された今日、社会資本のあり方を考えても、住宅政策の方向としては、つくったものをより活かす視点から高齢化社会も見据えたバリアフリー化など既存の住宅を最大限活用していくことが求められている。平成 13 年度に京都府営住宅ストック総合活用計画を策定し、建て替えや全面リニューアル、部分改修を進め、エレベーターの設置や住宅内外のバリアフリーなどの個別改善を行うとともに、西大久保団地で全面的に改修を行うトータルリモデル事業にも昨年着手し、その 1 棟目が完成した。厳しい財政状況のもとで、更なるコストの縮減や家賃滞納対策の強化など、管理の適正化にも留意し、建て替えや改修工事については、府内の中小業者の仕事確保にもつながるよう配慮して、府営住宅小規模修繕事業や今年の新事業による外壁調査事業なども活用して、計画的に建て替えや改修に努めたい。



【土木建築部長】 府営住宅の修繕については、公営住宅法及び京都府営住宅条例の規定に従い、団地の壁・床・柱と主要な部分については府の負担、その他、日常の使用によって消耗する畳やふすまなどについては、入居者に負担をお願いしている。手すりの設置や集会所のトイレの改善についても、順次改善を進めている。

【梅木再質問】 12月に府営住宅についての高齢化の状況を聞いたとき、岩倉団地で65歳以上の一人暮らしの方は、1年前35%だったのが、今は40%。65歳以上の方が住んでおられる世帯は、45%から53%に。それぞれ5%増え、8%増えている。急速に高齢化が進んでいる。こういう実態を踏まえた高齢化対策をやっていただきたい。これは、強く要望し、また委員会でも取り上げていきたい。

## 長谷団地など特別賃貸住宅の空き家の問題について

【梅木】 長谷団地など特別賃貸住宅の空き家の問題については、昨年12月議会で、部長から「年6回の空き家募集を常時募集に切り替えるとともに、住宅のあり方について総合的に研究していく」と答弁をいただきましたが、常時募集の努力にかかわらず、解消するまでにいたっていません。入居収入基準の見直し、新婚世帯の入所など政策的な入居促進しかないことは明らかです。その後の検討状況をお聞かせください。

【土木建築部長】 公営住宅に比して、同住宅の空き家率が相対的に高いことから、募集方法や入居者資格の見直しを含め、今後の位置づけやあり方について現在検討を進めている。

## 京都中央農協の営業所廃止問題について

【梅木】 京都中央農協は今年9月いっばいで、久多、広河原、別所の営業所を廃止することを決めました。花背支店でも生鮮食料品の販売をやめるということですから、住民はどこで、生活必需品を買えというのでしょうか。この地域の面積は、左京区の5分の2、京北町の半分、101平方キロメートルです。車に乗れないお年寄りは大変です。

久多では、手押し車を押して買い物にこられたお年寄りが、「農協の店がなくなるということは久多がなくなることだ」と嘆いておられました。別の男性は「保険や農機具、自動車の購入など、農協に協力してきたのに、採算が合わないからと見捨てるのはおかしい」と怒っておられました。「せめて週1～2回、生鮮食料品を農協が配達してほしい」とおっしゃっています。

そもそも久多と花背は、昭和24年に京都市に編入合併され、広河原は昭和32年に京北町から分離し、京都市に編入されました。京都市は久多村、花背村を編入する際に、4つの条件をつけています。

- 1、職員の引継ぎは必要最小限度に止めるものとする。
- 2、道路、河川、橋梁、学校その他諸施設の新設は、当分の間、市費を以ってはこれを行わないものとする。
- 3、道路、河川、橋梁、学校その他建築物等の維持については、でき得る限り従来慣行をいかし、地元民の協力によりこれを行うものとする。
- 4、水道、交通関係等の新規事業は、当分の間、これを行わないものとする。

ことごとく京都市の負担を拒否する一方、村有財産はすべて京都市のものにしています。現在では、広河原の堰源小学校は休校し、子どもたちは八柙の小学校に通っています。

久多の小中学校は廃校され、大津市の小学校にお世話になっているのです。上水道は、いまだに整備されていません。隣接する京北町、美山町と比較すると、河川、道路、水道、学校などの諸施設や冬場の除雪などでも大きな遅れと格差があります。

これらの結果、久多の人口は、昭和 35 年の国勢調査では 520 人であったものが、平成 12 年の国勢調査では 111 人、およそ 2 割に減っています。広河原の人口は、同じく 367 人が 107 人、3 割になっています。農林業を切り捨て、過疎地域を切り捨ててきた自民党の政策が主因ではありますが、京都市の責任も重大です。久多の高齢化率は 59・4%、広河原の高齢化率は 44・7%です。

その中であって、久多・広河原・花背のみなさんは、松上げや花笠踊りなど伝統行事の継承をはじめ、地域を守るために大変な努力をしておられます。京都府に農協への指導を求めたところ、担当課では「指導できない」との回答で、「地域の存亡にかかわる問題で、農協を指導できないなら、行政が農協を検査する意味がないではないか」と広河原・久多・花背の方が怒っておられました。知事自ら乗り出して、農村とそこに暮らす人々の命と暮らしを守るために農協に働きかけるべきです。せめて、週 1 回の生鮮食料品の宅配をという、ささやかな願いをかなえるべく農協に働きかける気はありませんか。お答えください。

**【農林水産部長】** 経営環境が厳しさを増すもとで、農協では経営の効率化に向けた自主的な取り組みが懸命に行われている。府としても、農協法に基づく検査等を通じ、将来にわたり健全で安定した経営基盤の確立が図られるよう指導しているが、経営問題以外でも組合員の営農や生活に直接関わることについては、組合員を含む農協内部で十分議論し、対処するよう指導している。京都中央農協の営業所廃止については、経営問題として内部の専門委員会での検討や集落座談会を経て、総代会で決議されるなど、民主的な手続きのもとで決定されたと認識している。このことによる地元の生活上の諸課題については、総代会決議後も農協と地元関係者の間で話し合いが続けられている。

**【梅木再質問】** 知事は「国に対して物を言う」ことをずっと言ってこられました。地方財政の観点、地方の権限、こういう官僚と官僚の争いでは、結構いろいろ熱を込めて言われるわけです。農協がなくなる。知事にある程度の権限がある。その時に知事が、広河原や久多や花背の地域の人たちが、地域を守りたいと頑張っているその気持ちにどうこたえるのか。わらをもすがらつもりで来ておられる。私は、かつてこの京都府に立派な知事がいたと思っている。山田知事に一言、ハートを見せていただきたい。(知事は、答弁に立たず)

**【農林水産部長】** 本件は、京都府が検査権限の中で指導すべき性格の問題ではないと考えている。しかしながら、先程も答弁したが、地元組合員の生活に直接関わる問題でもあるので、農協と地元関係者との間でよく協議・調整するよう申し上げている。

## 受験競争をあおる中高一貫教育に問題あり

洛北高校と西京高校の説明会に、あわせて 1 万 1 千人が参加とのことで、中高一貫教育への関心の高さを示しています。「6 年間の一貫教育で個性の伸長や大学受験学力の充実に応えてくれるのではないか」という期待もあるようですが、「高校受験がなく、ゆとりあ

る学校生活を送れるのではないか」という期待が共通していると思うのです。中学・高校の6年間は、子どもから大人に成長していく、人生でもっとも重要な時期です。ところが、高校受験、とりわけ子どもの内面まで評価する内申書などがあるために、子どもの成長が妨げられているという現状が背景にあります。

98年6月に、国連子どもの権利委員会は、「極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達のゆがみにさらされている」と、厳しく日本政府に勧告しました。

中高一貫教育の導入を打ち出したのは、97年9月の中教審答申ですが、審議の出発点となる文部大臣の諮問文は、「今日、受験の過熱化・・・など、豊かな人間形成を育むべき時期の教育に様々な課題がある」と、受験競争の緩和策を検討することを求めています。これに答えて、「大学・高校の入学選抜の改善」とあわせて、「中高一貫教育の導入」を答申しています。そして、中高一貫教育の利点の第1に「高校入試の影響を受けずに、ゆとりのある学校生活を送れる」ことをあげています。つまり、受験競争の緩和が問題になっているのです。

中教審答申は、中高一貫教育の導入にあたって、わざわざ、「留意する点」として、「受験競争の低年齢化につながる」おそれがあるので、「学力試験を行わないこと」、また「受験準備に偏した教育が行われる」おそれがあるので、「普通科タイプの場合には、特に配慮が必要」と念を押しています。洛北高校はまさに、普通科タイプです。さらに、衆参両院の文教委員会は、学校教育法の一部改正にあたって、わざわざ、「『受験エリート校』化など、学校間格差を助長しないこと」、また「受験競争の低年齢化を招かないこと」と附帯決議をあげています。受験競争を過熱させないこと、低年齢化させないことが繰り返し求められているのです。

本府の場合、どうでしょう。洛北高校に中高一貫教育を導入するにあたって、教育長は「132年の歴史と伝統を持ちノーベル賞受賞者を初めとする多くのすぐれた人材を輩出した」と洛北高校に設置する理由を強調しました。また、前校長は、「京都一中の伝統を受け、市内での中核校をめざす」と語っていますが、まさに、「エリート校」づくりではありませんか。京都市は西京高校に、80億円以上投入して、中高一貫教育を導入し、「最高水準の校舎」などと宣伝しています。これに対抗して、府教委は、洛北高校に中高一貫教育を導入して、「エリート校」争いをしようというのですか。受験競争の緩和を求める親の願いに反するだけでなく、中教審答申や国会の附帯決議にも反しているではありませんか。教育委員長の答弁をお願いします。

さらにお伺いします。説明会に5000人集まったにもかかわらず、募集はたった80人です。府教委は、「受験競争の低年齢化をさけるために、学力テストは行わない。面接や作文・製作、調査書および抽選で」といいますが、すでに塾では、小学生を対象とした受験対策が始まっています。調査書対策で、学校のスリッパをそろえることなど、「よい子競争」が始まっているではありませんか。80人の中になが子を入学させるにはどうするか、入学させたいという思いが強ければ強いほど、受験競争が過熱し、低年齢化するのは当然です。この点でも、親の願いにも、中教審答申にも、国会の附帯決議にも反するものではありませんか。受験競争が低年齢化しないという根拠をお示しください。

そもそも、府教委がすすめる「高校改革」は、「学校を選ぶことができる」という美名のもとに通学圏を拡大し、「特色ある学校づくり」という美名のもとに学校間格差を拡大し、

子どもたちを更なる受験競争に駆り立てるものです。今回の中高一貫教育の導入は、受験競争をあおり、低年齢化を招くものであり、反対です。

親の共通した願いは「身近な地域に、経済的な負担が少ない、よい学校を」ということではないでしょうか。「よい学校」の中身については、進学やクラブ活動、人間性の重視など、期待の比重に違いはあるでしょうが、生徒や先生、父母や地域の協力で作られていくものだと思います。その実現のための公平な条件整備こそ府教委の仕事だと私は思うのです。先生の配置数や設備や予算で学校に格差をつける事は許されません。また、通学区のない私学に対して、地域に根ざすことが公立の役割です。地域性を生かした公立高校があり、一方には、特色を持った私学教育があり、私学助成の充実で父母負担の軽減を図り、子どもたちが望む高校に通える条件を整えることが、京都府と府教委に求められていることではないでしょうか。

「人生でもっとも成長する6年間に深みのある教育を」という理念が現実のものになり、次の世代を担う子どもたちがたくましく育つことを強く願って、私の質問を終わります。

**【教育委員長】** 中高一貫教育のねらいは、中教審答申のとおり、6年間のゆとりの中で、生徒の能力・適性等を見出し、それを更に伸ばすことによって人づくりを図るもの。洛北高校の中高一貫教育もそのねらいを踏まえ、6年間の継続的・計画的な教育課程を編成し、正解といわれる知識を詰め込むのではなく、生徒の潜在的な力や個性を伸ばす教育を目指している。そのために、学校独自の教科、洛北サイエンスにおいて自然科学的素養を深めたり、総合的な学習の時間を活用して課題を発見し、思考し、表現するといった学び方の基本をしっかりと身につけさせたいと考えている。大学受験のみに焦点を合わせた受験エリート養成は、あまりにも目先のことを考えただけの功利的なもので、子どもたちのため、わが国の教育の将来を考えても、断じてとるべき方針ではない。

**【教育長】** 受験競争の低年齢化についてですが、併設型中学校の入学者の決定については、学校教育法施行規則により、学力検査を行わないことが明確に規定されている。これは、中教審答申にある低年齢から受験準備に偏した特別な教育が行われないようにという趣旨を受けたもの。洛北高校に併設する中学校も、学力検査は実施せず、面接、作文、製作、調査書とともに、抽選を用い、受験競争の低年齢化を招くことがないように充分配慮したい。

**【梅木】** 中教審が言っている「留意する点」、国会の附帯決議もいう、低年齢化しない、エリート校にはしないということについて、きっちりと説明できなければだめだ。とくに、教育長の答弁では「学力検査はしない」。そうしたら受験競争が低年齢化しないという理屈になるのか。その根拠を示せと言ったわけです。もう一度答弁をと言っても、同じことになると思いますので、また、委員会で、私どもの議員団としても追求していきたい。